省　令

○総務省令第九十六号

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十三号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第二百二号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月三十日

総務大臣　片山　善博

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の十五の次に次の一条を加える。

（法第三十七条の二第四項及び第三百十四条の七第四項の寄附者名簿の作成及び保存）

第一条の十六　法第三十七条の二第四項及び第三百十四条の七第四項の寄附者名簿は、法第三十七条の二第一項第四号又は第三百十四条の七第一項第四号に掲げる寄附金の受入れをした事業年度ごとに作成するものとし、当該事業年度終了の日の翌日以後三月を経過する日から五年間その主たる事務所の所在地に保存しなければならない。

第二条第二項の表㈢中「寄附金税額控除申告書」を「寄附金税額控除申告書㈠」に改め、同表㈢の次に次のように加える。

㈢の二　寄附金税額控除申告書㈡（法第四十五条の二第五項及び第三百十七条の二第五項の申告書）	第五号の五の三様式

第二条の二に次の一項を加える。

3　法第四十五条の二第五項及び第三百十七条の二第五項の申告書を提出する者は、前条第二項の表㈢の二の上欄に掲げる申告書に、法第三十七条の二第一項第四号又は第三百十四条の七第一項第四号に掲げる寄附金を受領した法第三十七条の二第三項又は第三百十四条の七第三項に規定する控除対象特定非営利活動法人の受領した旨（当該寄附金が当該控除対象特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含む。）、当該寄附金の額及びその受領した年月日を証する書類を添付しなければならない。

第三条の二の見出し及び同条第一項中「第三十一項」を「第二十六項」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「第九条の七第十六項」を「第九条の七第十三項」に改め、同項第二号中「第九条の七第十六項」を「第九条の七第六項」に改め、同項第四号及び第五号中「又は第三号」及び「又は第九項各号」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同条第三項中「第九条の七第二十三項」に改め、同項第一号中「第九条の七第二十一項」を「第九条の七第十八項」に、「同条第二十項」を「同条第十七項」に改め、同項第四号中「第九条の七第二十一項」を「第九条の七第十八項」に改め、同項第五号中「又は」を「又は第三号」に改め、「若しくは」を「又は」に、「同条第十八項」を「同条第十七項」に改める。

第七条の七を削り、第七条の六の二を第七条の七とする。

第七条の八（見出しを含む。）中「第三十九条の六第四号」を「第三十九条の七第四号」に改め、同条第一号中「第三十九条の七第一号」を「第三十九条の六第一号」に、「本条」を「この条」に改める。

第十条の二の四の見出し及び同条第一項中「第三十二項」を「第二十七項」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「第四十八条の十三第十七項」を「第四十八条の十三第十四項」に改め、同項第二号中「第四十八条の十三第十七項」を「第四十八条の十三第七項」に改め、同項第四号及び第五号中「又は第三号」及び「又は第十項各号」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同条第三項中「第四十八条の十三第二十九項」を「第四十八条の十三第二十四項」に改め、同項第一号中「第四十八条の十三第二十二項」を「第四十八条の十三第十九項」に、「同条第二十一項」を「同条第十八項」に改め、同項第四号中「第四十八条の十三第二十二項」を「第四十八条の十三第十九項」に改め、「又は第三号」を削り、「同条第二十四項各号又は第二十五項各号」を「同条第二十一項各号」に、「若しくは」を「又は」に、「同条第二十一項」を「同条第十八項」に改める。

第十一条第三項中「独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第二条第一項第二号」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）第二条第一項第二号」に改め、同項第二号中「独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令」の下に「（平成十六年経済産業省令第七十四号）」を加える。

第十一条の三の二（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第七項」を「第三百四十九条の三第八項」に改める。

第十一条の四の見出し、同条第一項及び同条第二項中「第三百四十九条の三第八項」を「第三百四十九条の三第九項」に改め、同条第三項中「第三百四十九条の三第八項」を「第三百四十九条の三第九項」に、「二十トン以下」を「三十トン未満」に改める。

第十一条の九（見出しを含む。）中「第五十二条の十の六」を「第五十二条の十の四」に改める。

第十一条の十（見出しを含む。）中「第五十二条の十の八」を「第五十二条の十の五」に改める。

第十一条の十一（見出しを含む。）中「第五十二条の十の十第二号」を「第五十二条の十の七第二号」に改める。

第十一条の十三（見出しを含む。）中「第五十二条の十の十四第二号」を「第五十二条の十の十第二号」に改める。

第十一条の十四（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第三十四項」を「第三百四十九条の三第二十九項」に改める。

第十六条の十第二項第四号中「有線ラジオ放送業務」を「有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第六十四条第一項ただし書に規定するラジオ放送の業務」に、「有線放送電話業務」を「放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされる同法附則第二条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第百五十二号）第二条第二項に規定する有線放送電話業務」に改める。

第十六条の二十二第一項第三号中「附則第二十七項」を「附則第十五項」に改める。

第二十四条の二十二から第二十四条の二十四までを次のように改める。

（法第七百一条の四十一第二項の助成金）

第二十四条の二十二　法第七百一条の四十一第二項に規定する総務省令で定めるものは、雇用保険法施行規則第百十八条の三第一項に規定する重度障害者等多数雇用施設設置等助成金とする。

第二十四条の二十三及び第二十四条の二十四　削除

附則第三条の二の六第一項中「附則第三条の二の十第一項」を「附則第三条の二の九第一項」に改める。

附則第三条の二の七を削る。

附則第三条の二の八の見出し及び同条第一項中「附則第七条第九項」を「附則第七条第五項」に改め、同条第二項中「附則第七条第九項第三号」を「附則第七条第五項第三号」に、「附則第三条の二の十第二項」を「附則第三条の二の九第二項」に改め、同条を附則第三条の二の七とする。

附則第三条の二の九（見出しを含む。）中「附則第七条第十項」を「附則第七条第六項」に改め、同条を附則第三条の二の八とする。

附則第三条の二の十の見出し及び同条第一項中「附則第七条第十一項」を「附則第七条第七項」に改め、同条第二項中「附則第七条第十一項第三号」を「附則第七条第七項第三号」に、「附則第三条の二の八第二項各号」を「附則第三条の二の七第二項各号」に、「附則第三条の二の八第二項第二号」を「附則第三条の二の七第二項第二号」に改め、同条を附則第三条の二の九とする。